令和3年3月29日 文化市民局長決定

(総則)

- 第1条 この要綱は、京都市歴史資料館資料利用規程(以下「利用規程」という。) 第5条,第7条及び第9条に規定する貴重資料閲覧許可、資料特別利用許可及び出版物等掲載許可における貴重資料の特別利用の取扱いについて、定めたものである。
- 2 この要綱において、「貴重資料」とは、利用規程第2条に定める資料のうち、歴 史資料館長(以下「館長」という。)が特に貴重と認めた資料をいう。
- 3 この要綱において、「特別利用」とは、貴重資料の撮影及び画像使用等をいう。

(許可)

第2条 館長は、利用規程第5条、第7条及び第9条の規定による貴重資料の特別利用に係る申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(所有者の同意)

第3条 寄託に係る貴重資料の特別利用を希望する者は、あらかじめ当該資料の所有者から書面により特別利用に係る承諾を得なければならない。

(許可の基準)

- 第4条 館長は、次に掲げる場合は、貴重資料の特別利用を許可しない。
 - (1) 特別利用により貴重資料の保存・管理に悪影響が生じると認められる場合
 - (2) 特別利用により資料館の業務に支障が生じると認められる場合
 - (3) 寄託に係る貴重資料にあっては、当該資料の所有者からの書面による特別利用に係る承諾がない場合
 - (4) 公序良俗に反すると認められる場合
 - (5) その他特別利用を許可することが適当でないと認められる場合

(撮影等の実施)

- 第5条 貴重資料の撮影の特別利用を許可した場合は、当該許可を受けた者に当該許可に係る資料等を撮影させるものとし、画像使用の特別利用にあっては当該許可に係る画像を提供するものとする。
- 2 当該撮影及び画像使用等に係る費用は、当該許可を受けた者が負担するものとする。

(利用料等)

第6条 貴重資料の特別利用を許可した場合は、別表に掲げる料金を徴収する。

- 2 次の各号に掲げる場合は、前項の規定にかかわらず料金を免除することができる。
 - (1) 国又は地方公共団体が行う事業の用途に供することを目的とする場合
 - (2) 博物館等が調査研究、展示及び広報等の用途に供することを目的とする場合
 - (3) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の教科書,及び学校(大学を除く。)が作成する教材の用途に供することを目的とする場合
 - (4) もっぱら学術研究の用途に供することを目的とする場合
 - (5) もっぱら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合
 - (6) 資料館が監修する事業の用途に供することを目的とする場合
 - (7) その他免除すべき特別な理由がある場合
- 3 寄託資料に係る特別利用については、料金を徴収しない。

(料金の納付)

第7条 貴重資料の特別利用を許可した場合において,利用料は速やかに納付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、貴重資料特別利用の取扱について必要な事項は、文化市民局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の申請に係る料金については、従前の例により徴収しない。

別表 (第6条関係)

区分	料金	備考
閲覧	徴収しない。	
撮影(写真・映像)	1点につき4,000円	複数で資料1件の場合
		は、1カットにつき
		4,000円とする。
複写	1点につき10円	
画像使用	1点につき4,000円	複数で資料1件の場合
		は、画像1点につき
		4,000円とする。

- 注1 映像の放映にあたっては、1放映単位で徴収する。
- 注2 出版物に係る画像使用にあたっては、1出版物単位で徴収する。